

最終更新日：2007 年 11 月 28 日

株式会社ファーストリテイリング

代表取締役会長兼社長 柳井 正

問合せ先：執行役員 CFO 吉高 信 TEL:03-6272-0050

証券コード:9983

<http://www.fastretailing.com/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

ファーストリテイリンググループは、「世界 No.1 のアパレル小売企業グループ」を目指し、迅速な意志決定と経営の透明性を確保し、コーポレートガバナンス体制を強化することにより、あらゆるステークホルダーとの信頼関係を築いていきます。

当社は従来より、取締役及び監査役制度を軸として、コーポレートガバナンスの充実に努めてまいりましたが、2005 年 9 月 22 日開催の臨時株主総会において承認されました、当社の持株会社体制への移行(2005 年 11 月 1 日付)に際し、委任型執行役員制度ならびに社外取締役制度を導入し、コーポレートガバナンスを強化致しました。

従来の雇用型執行役員制度から委任型執行役員制度に移行したことにより、経営の監督機能と業務執行機能は、より鮮明になり、経営と執行にかかる責任体制が明確になっております。

さらに、社外取締役制度の導入により、これまで以上に経営の透明性と客観性を確保し、より牽制の強化された体制となっております。

また、企業の持続的な発展のためには、安定的な企業利益の追求と社会的責任を果たすことがファーストリテイリンググループの使命であると考え、株主を含めたあらゆるステークホルダーとの円滑な関係を維持することにより、グループとしての企業価値の向上に努めてまいります。

当社は、経営ならびに業務執行に関わる意思決定機関としての取締役会を月1回以上開催し、経営上の重要事項を協議・決定しております。また、週次で経営会議を開催することで、取締役会より委任された範囲内で、スピーディーに経営戦略や業務計画の見直しができる体制となっております。

2007 年 11 月以降は、取締役 5 名のうち 3 名が社外取締役、監査役 5 名のうち 4 名が社外監査役で構成されており、経営や業務執行の監督機能、牽制機能の一層の強化を目指しております。

さらに、経営の意志決定を迅速にし、取締役会の機能を補完するために、従来からの「CSR委員会」に加え、2007 年度より「人事委員会」、「開示委員会」、「リスクマネジメント委員会」を新たに設置しております。また中核会社である(株)ユニクロにおいては「コードオブコンダクト委員会」、「企業取引倫理委員会」を設けることにより、法令順守の意識の醸成や法令違反の防止、ならびにグループ内での啓蒙活動の推進を行っております。これらの委員会は取締役会より一定の範囲内で権限委譲をされており、委員会での重要な討議事項については、必要に応じて取締役会へ報告を行っております。

【各種委員会の概要】

○人事委員会

グループ執行役員の業績評価、報酬制度、選任・退任などについて取締役会へ提案・推薦します。メンバーは、社外取締役を委員長とし、代表取締役ともう1名の社外取締役で構成されており、オブザーバーとして社外監査役も参加しています。

○CSR 委員会

ファーストリテイリンググループ全体のコンプライアンス体制や、社会・環境活動などについて議論を行い、CSR 活動への提案を行います。CSR 担当役員が委員長となり、社外の有識者などで構成されています。

○リスクマネジメント委員会

ファーストリテイリンググループとしてのリスク管理方針を決定し、グループレベルで重要リスクの特定とその解決に向けた実行策の提案、ならびにモニタリングを行っています。メンバーは代表取締役社長を委員長とし、法務および財務担当役員にて構成されており、常勤監査役がオブザーバーとして参加をしています。緊急時には広報・総務担当部署と連携のうえ、社内外への情報伝達・発信についての判断を行います。

○開示委員会

情報開示規程に基づき、法令に則した適時・公正・公平、且つ、分かりやすい情報開示をすることで、株主・投資家に対し正しい理解を深める機会を提供することを目的としています。メンバーは東京証券取引所に登録されている当社情報取扱責任者を委員長とし、IR、広報担当役員および法務、財務、経理担当役員などで構成されており、常勤監査役がオブザーバーとして参加をしています。

☆コードオブコンダクト委員会 …… (株)ユニクロ

2004 年 9 月にユニクロの社員としての道徳的・倫理的に正しい行動基準を示したコードオブコンダクト(行動規範)の遵守を目的とした委員会であり、ホットライン(通報・相談窓口)の設置など、行動規範に抵触するような言動を未然に防ぐ努力を行うとともに、個別案件の審議や社内への啓蒙活動を推進しています。メンバーは、CSR 担当役員を委員長とし、常勤監査役、弁護士資格を有する社外監査役、顧問弁護士等で構成されています。

☆企業取引倫理委員会 …… (株)ユニクロ

優越的な地位を利用して、お取引先企業(生産工場、納入業者)に不当な圧力をかける行為等を未然に防止することを目的に設置されています。メンバーは、CSR 担当役員を委員長とし、常勤監査役、弁護士資格を有する社外監査役、顧問弁護士等で構成されています。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%以上 20%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
柳井 正	28,297,284	26.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	6,756,000	6.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	6,675,500	6.29
柳井 一海	4,781,808	4.51

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
柳井 康治	4,780,600	4.51
有限会社F i g h t & S t e p	4,750,000	4.48
有限会社M A S T E R M I N D	3,610,000	3.40
資産管理サービス信託銀行株式会社	2,396,200	2.26
柳井 照代	2,327,848	2.19
野村證券株式会社	2,271,134	2.14

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	8月
業種	小売業
(連結) 従業員数	1000人以上
(連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社以上50社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、東京証券取引所マザーズ市場に上場しているアパレルブランド「theory(セオリー)」を展開する(株)リンク・セオリー・ホールディングス(以下、「LTH社」という)の発行済み株式の約34%を保有しており(平成19年8月末現在、当社100%出資子会社2社の保有分も含む)、持分法適用関連会社としております。当社からは、LTH社との経営情報交換等を目的として、当社取締役計2名をLTH社取締役として派遣しております。当社は、LTH社とは事業上の取引は無く、LTH社は、独立して事業を推進しております。

また当社は、ジャスダック証券取引所に上場している婦人靴小売チェーンを展開する(株)ビューカンパニー(以下、「ビュー社」という)の発行済み株式の33.4%を保有しており(平成19年8月末現在)、持分法適用関連会社としております。当社からは、ビュー社への経営監督機能の強化等を目的として、当社取締役をビュー社取締役として、当社執行役員を監査役として派遣しております。当社は、ビュー社とは事業上の取引は無く、またビュー社と当社間において締結した平成18年10月26日付業務・資本提携契約書は、ファーストリテイリンググループの管理・インフラ等を中心としたノウハウの提供を受けることにより、ビュー社の顧客サービスの向上および企業価値の増大を図ることを目的としたものであり、ビュー社は独立して靴事業を展開しております。

東京証券取引所市場第一部に上場しております(株)キャビン(以下、「キャビン社」という)の発行済み株式の90%超を保有して

おり、当社からキャビン社に対し、経営強化を目的として、当社取締役1名を取締役として、また執行役員3名を取締役及び監査役として派遣しております。キャビン社については、2008 年年初を目処に完全子会社化(株式の 100%を取得)し、当社と一体となって改革をしていく予定です。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係（※１）								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
半林 亨	他の会社の出身者				○				○	
服部 暢達	学者				○				○	
村山 徹	他の会社の出身者					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
半林 亨	元 ニチメン株式会社 代表取締役社長 ユニチカ株式会社 監査役 前田建設工業株式会社 取締役	長年大手総合商社トップとして、アパレル小売業界全体に精通しており、アパレル関連事業にて事業を拡大しようとしている当社の社外取締役に就任するに相応しい者であると判断したため。

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
服部 暢達	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科客員教授 みらかホールディングス株式会社 取締役	米系大手投資銀行での経験を経て、現在はM&A等を専門に研究しており、今後のM&Aにて事業拡大しようとしている当社の社外取締役に就任するに相応しい者であると判断したため。
村山 徹	アクセンチュア株式会社 取締役会長 早稲田大学理工学部客員教授	米系コンサルティング会社のトップとして、経営に関する豊富な知識・経験を有しており、グループ事業を拡大しようとしている当社の社外取締役に就任するに相応しい者と判断したため。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

社外取締役の取締役会への出席率は80%以上であり、社外取締役は、取締役会に付議されたグループ事業戦略・経営状況、及びM&A等について、第三者的見地からメリット・デメリットの判断、リスクの指摘といった「外部からの牽制機能」を働かせるとともに、委任型執行役員、その他経営陣に対する評価・意見具申を行うことで、経営・監督機能を担っております。

具体的には、透明性の高い経営を実行するために、経営に関する重要事項である「年度予算」「グループの中期戦略・計画」「買収・投資案件」「執行役員の人事」「組織改定」「配当政策」などを、業務担当取締役とともに社外の取締役が十分な情報の提供を受けて討議し、意思決定を行っています。特に重要な案件については、各取締役は事前に関係者から説明を受けて、複数回にわたって討議を重ねることを常としています。

2007年8月期では、「国内ユニクロの課題」「ユニクロの海外展開」「グローバル・ブランド事業の成長戦略」「株式会社キャビンの公開買付による完全子会社化」「バーニーズ ニューヨーク社の買収申込」「靴事業の戦略」「内部統制システムの整備」「役員の報酬制度」などについて討議するため、年間25回の取締役会を開催いたしました。

【 監査役関係 】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	5名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役会において、半期、通期の決算毎に、会計監査人より、監査体制、監査計画、並びに決算を含む監査実施状況の報告を受け、質疑応答や討議を行っています。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社のグループ監査部より監査役会に対し、年度や長期の監査計画や監査体制を報告し了承を得ているほか、グループ企業の監査実施内容を、適宜報告しております。また、グループの中核企業である(株)ユニクロの監査部が毎週実施している内部監査報告会に、常勤監査役が毎回参加し、意見申述をおこなっております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数

4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
安本 隆晴	公認会計士				○					
清水 紀彦	学者									
渡邊 顯	弁護士				○					
太田 穰	弁護士									

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
安本 隆晴	安本公認会計士事務所所長 アスクル株式会社 監査役 株式会社リンク・セオリー・ホールディングス 監査役 中央大学専門職大学院国際会計研究科特任教授	公認会計士としての知識・経験と、経営等に関する知識が豊富であり、当社取締役の業務執行の適法性等を監督するに相応しい者であると判断したため。
清水 紀彦	一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授 日本製糖株式会社 監査役 ヤマハ発動機株式会社 監査役	過去には大手コンサルティング会社役員として、また現在は大学教授として、多数の企業分析等を実施するなど、経営等に関する知識・経験に富んでおり、当社取締役の業務執行の適法性等を監督するに相応しい者であると判断したため。
渡邊 顯	成和共同法律事務所 代表 ジャパンパイル株式会社 取締役 前田建設工業株式会社 取締役 株式会社角川グループホールディングス 監査役	過去の企業再建(法的整理管財人)業務などを通じた弁護士としての知識・経験と、経営等に関する知識が豊富であり、当社取締役の業務執行の適法性等を監督するに相応しい者であると判断したため。
太田 穰	長島・大野・常松法律事務所 パートナー	企業法務の実務経験も有するなど、弁護士としての知識・経験と、経営等に関する知識が豊富であり、当社取締役の業務執行の適法性を監督するに相応しい者であると判断したため。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

社外監査役は、取締役会の80%以上に出席し、積極的な意見申述を行っております。また、社外監査役の安本氏は、I・1「コーポレートガバナンスの基本的な考え方」に記載の企業取引倫理委員会の委員に就任しているほか、グループ全体のコンプライアンスや社会的責任のあり方を討議するCSR委員会の委員に就任しております。また社外監査役の太田氏はコードオブコンダクト委員会、社外監査役の渡邊氏は企業取引倫理委員会の構成員として、積極的に指導・助言を行っております。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在有効なインセンティブスキームとしては、平成 13 年に取締役、執行役員、従業員を対象としたストックオプションを導入した実績がありますが、現在は、グループの委任型執行役員に対するインセンティブ報酬として、中長期の経営目標に連動した制度を導入しております。

【 取締役報酬関係 】

開示手段

有価証券報告書、決算短信、営業報告書（事業報告）

開示状況

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

取締役報酬は、有価証券報告書、決算短信、事業報告に全取締役の総額を開示しております。

（ご参考）平成 19 年 8 月期 有価証券報告書、決算短信、事業報告における開示：取締役報酬 341 百万円

【 社外取締役（社外監査役）のサポート体制 】

サポート体制については、社外取締役ならびに社外監査役が、その必要性を求めた場合、当社の従業員または弁護士、公認会計士など補助者として相応しい者を任命することとしております。現状では、グループ法務部が事務局となってサポートを行っております。また、社外取締役や社外監査役の求めに応じ、執行部門の責任者ならびに担当者が、適宜説明や情報提供を行っているほか、必要に応じた取締役会議案の事前説明や、経営会議などの重要意思決定会議体の議案内容を報告するなどの情報伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社は、経営戦略や業務執行上の重要課題は取締役会にて決定しており、取締役5名（弁護士1名）のうち3名は社外取締役を登用することで、意思決定の公平性や透明性の向上を図っております。また、取締役会に常時参加する監査役5名（公認会計士1名、弁護士2名）のうち4名は社外監査役であり、取締役の職務遂行並びに意思決定の適法性を監査しております。また、委任型執行役員制度の導入により、経営と執行の責任体制の明確化を図っております。常勤取締役及び執行役員を構成メンバーとする

経営会議を週次で実施し、主として日常の業務執行に関わる事項の意思決定を行っております。なお、重要な事項については必要に応じて取締役会に諮問しております。内部監査体制につきましては、当社並びにグループ企業の業務監査を実施するグループ監査部を設置するとともに、グループ全体のコンプライアンスの徹底を図るため、グループ法務部内にコンプライアンス専任チームを設置することで、内部牽制体制の強化を図っております。

取締役、監査役の選任については、「I-1. コーポレートガバナンスの基本的な考え方」に記載のとおり、人事委員会の推薦により、取締役会で候補者を選定し、株主総会に議案として上程のうえ、選任されます。委任型執行役員については、取締役により推薦された候補者が取締役会で任免されます。

社内取締役・委任型執行役員の報酬については、期初に目標を設定し、期末に会社及び個人業績を評価した上で、あらかじめ定められた基準に基づいて、人事委員会にて審議された内容をもとに、最終的には取締役会にて決定いたします。社外取締役、監査役については、定額報酬となっております。

会計監査の状況については、以下のとおり平成 19 年 8 月期有価証券報告書にて開示をしています。

監査法人名： 新日本監査法人

公認会計士氏名： 園 マリ(継続監査年数2年)、坂田 純孝(継続監査年数2年)、田中 宏和(継続監査年数2年)

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した 株主総会の設定	当社決算期は8月であり、他社と比較し、総会集中日を回避した形となっています。

2. IRに関する活動状況

	代表者自身 による 説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	決算期毎にアナリスト説明会を実施し、ホームページ上でも決算説明会の模様（録画）を動画、またはテキストで閲覧できるようになっております。 【当社ホームページ IR 情報】 日本語版 http://www.fastretailing.com/jp/ir/ 英語版 http://www.fastretailing.com/eng/ir/
IR資料の ホームページ掲載	あり	決算資料、アナリスト説明会での説明資料、刊行物（アニュアルレポート【日本語版・英語版】、有価証券報告書、ビジネスレビュー）等）などを掲載しております。
IRに関する部署 （担当者）の設置	—	IR担当役員を情報取扱責任者とし、その下に情報開示担当部署である「グループIR部」を設置し、専任担当（部長を含む）が3名が、日常のIR業務に従事しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により	幅広いステークホルダーの利益と調和を取らなければ、持続可能な成長はないと考えております。コ

ステークホルダーの立場の尊重について規定	コーポレート・ガバナンスの確立に加え、遵法精神および誠実な仕事の仕方の全社的な浸透を図るために、株主、お客様、お取引先といったあらゆるステークホルダーに対し、全従業員が守るべき行動基準「ファーストリテイリンググループ コードオブコンダクト」を策定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動・CSR活動としては、環境への配慮（ユニクロにおける全商品リサイクル活動、瀬戸内オリーブ基金等）、従業員ひとりひとりが生き甲斐を持って働ける職場作り（ユニクロにおける障害者雇用推進、女性活用推進、地域限定正社員制度等）、地域や社会への貢献（緊急災害支援活動、「スペシャルオリンピックス日本」支援活動等）をはじめとして、さまざまな取り組みを行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	上記CSR活動等については、当社ホームページでの情報提供を実施しており、2006年度よりCSRレポートも発行しており、外部への情報発信も強化しております。 【当社ホームページ CSR情報】 日本語版 http://www.fastretailing.com/jp/csr/ 英語版 http://www.fastretailing.com/eng/csr/

Ⅳ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【基本的な考え方】

当社は、内部統制システムの構築にあたり、事業活動の基本方針を定めた「経営理念」及び、企業倫理・コンプライアンスの基本姿勢を定めた「ファーストリテイリンググループ コードオブコンダクト」（以下「FRコードオブコンダクト」という。）の徹底を図るとともに、適法、適正且つ効率的な事業活動を行い、財務諸表の信頼性の確保、及び企業情報の開示における統制及び手続きを確立します。また、これらを担保するために、当社による客観的な内部監査を実施するとともに、ファーストリテイリンググループ（以下「FRグループ」という。）として定期的にリスク分析を行い、そのリスク管理に取り組みます。

【現在の整備状況】

2006年6月に内部統制プロジェクトを立ち上げました。同プロジェクトでは、2009年度からの日本版SOX法への対応に加え、

- ① 全社への「ファーストリテイリンググループ コードオブコンダクト（行動規範）」の浸透
- ② グループリスクマネジメント
- ③ 個人・経営情報を含む機密情報管理
- ④ グループ経営指標の共通化
- ⑤ グローバル化が進む中での社内規程類の整備

の各分野において、ファーストリテイリンググループ内で横断的に取り組んでいます。これらのプロジェクトを通じて、コンプライアンス（法令遵守）の徹底、内部統制の強化、財務諸表の信頼性担保、効果的な業務フォローの確立、リスク管理の強化などを進めること

により、事業の公正性、健全性、効率性を追求していきます。

【内部統制システム構築に関する取締役会決議事項の概要】

2006年5月1日に施行された会社法・同施行規則により、大会社である取締役会設置会社に義務付けられた内部統制システム整備に関する「取締役会・監査役会設置会社における体制整備の取締役会決議事項」につき、2006年5月18日開催の取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議しています。その概要は以下のとおりです。また、今後必要に応じて当社取締役会の決議により改定していきます。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社の取締役及び執行役員（以下総称して「取締役等」という。）は、自ら経営理念、FRコードオブコンダクト、及びその他の会社内部規程を遵守し、FRグループ全体における企業倫理・コンプライアンスの徹底を率先して実行していきます。また、社会の変化、事業活動の変化及びFRコードオブコンダクトの運用状況に応じて当該各規程の見直しと改定を定期的に行い、その実効性を確保します。

(2) 当社は、コンプライアンスの責任者としてチーフコンプライアンスオフィサー（Chief Compliance Officer）を任命するものとし、チーフコンプライアンスオフィサーは、当社及びFRグループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の解決に努めます。

(3) 監査役は、経営の意思決定の適法性を確保するため常に取締役会に出席するものとし、取締役等に対して適宜意見を述べることが出来ます。また、取締役等は、必要に応じ外部の弁護士、公認会計士などの専門家を起用し、法令違反行為を未然に防止し、且つそのために必要な措置を実施します。取締役等が他の取締役等の法令違反行為を発見した場合は、直ちに監査役、代表取締役、及びチーフコンプライアンスオフィサーに報告します。

2. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役等は、当社従業員が、経営理念、FRコードオブコンダクト、及びその他の会社内部規程を遵守するよう体制を構築し、コンプライアンスに関する教育、啓蒙を当社従業員に行い、これを遵守させるように努めます。

(2) 当社は、執行部門から独立した監査部門としてグループ監査部を設置するとともに、コンプライアンスの統括部署として、グループ法務部内にコンプライアンス専担チームを設置します。

(3) 取締役等は、当社における法令違反その他コンプライアンスに関する事実を発見した場合には直ちに他の取締役等に報告するものとし、重大な法令違反については直ちに監査役、代表取締役、及びチーフコンプライアンスオフィサーに報告します。

(4) 当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として、社外の弁護士等を直接の情報受領者とするシステム（以下「ホットライン」という。）を整備します。

(5) 社外の有識者、社外監査役（公認会計士）、取締役（うち弁護士1人を含む）、執行役員等で構成されるCSR委員会では、FRグループ全体のコンプライアンス体制や、社会・環境活動について議論を行い、CSR活動への提案を行います。

さらに、FRグループの中核事業会社である㈱ユニクロには、FRコードオブコンダクトの遵守を目的としたCOC委員会を設置します。弁護士資格を有する社外監査役、顧問弁護士、常勤監査役、執行役員等を委員とする同委員会では、ホットラインを通じて、FRコードオブコンダクトに抵触するような言動を未然に防ぐ努力を行うとともに、個別案件の審議や社内への啓発活動を推進していきます。

なお、ホットラインについては、他のFRグループ各社へも導入します。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る以下の文書については、文書管理規程、機密情報保護規定及び情報取扱ガイドラインに基づき、そ

の意思決定プロセス及び業務執行プロセスを証跡として残し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、法令上要求される保管期間内は閲覧可能な状態を維持していけるよう整備します。

- ①株主総会議事録と関連資料
- ②取締役会議事録と関連資料
- ③取締役等が主催する重要な会議の議事録と関連資料
- ④その他重要な使用人が主催する重要な会議の議事録と関連資料

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社及び **FR** グループ各社に対して、直接または間接に経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断、停止させる可能性、または当社及び **FR** グループ各社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクを定期的に分析し、見直すためリスクマネジメント委員会を設置しております。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役または代表取締役が指名す執行役員等を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて、弁護士、公認会計士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるよう努めます。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、2名の社外取締役が出席する取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。当社及び **FR** グループ各社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に代表取締役を議長として構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行います。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めます。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) **FR** グループ各社における業務の適正を確保するため、経営理念及び **FR** コードオブコンダクトを **FR** グループ全てに適用する行動指針として位置づけ、これを基礎として、**FR** グループ各社で諸規程を定めます。

経営管理については、**FR** グループ経営管理基本方針を定め、**FR** 関係会社管理規定に従い、当社による決裁及び当社への報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行います。

取締役等は、**FR** グループ各社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役、代表取締役、及びチーフコンプライアンスオフィサーに報告します。

- (2) **FR** グループ各社の取締役等は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、または各国における企業倫理上問題があるなど、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、グループ監査部、グループCSR部またはグループ法務部に報告するものとします。報告を受けたグループ監査部、グループCSR部またはグループ法務部は直ちに監査役、代表取締役、及びチーフコンプライアンスオフィサーに報告を行うと共に、意見を述べるができます。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社は、監査役会が求めた場合、監査役の職務を補助すべき従業員等に関する規程を定め、監査役の職務を補助すべき者として、当社の従業員または弁護士、公認会計士など監査役補助者として相応しい者を任命します。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役等からの独立性を確保します。

(2) 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しません。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、取締役等及び従業員が監査役に報告すべき事項及び時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役等及び従業員は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告します。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役等及び従業員に対して報告を求めることができます。

(2) 当社は、経営理念及び FR コードオブコンダクトの適切な運用を維持し、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保します。監査役は、監査役に対する取締役等または従業員の報告体制について問題があると認めた場合、取締役等及び取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができます。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

特にございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にございません。

【 参考資料：模式図 】

ファーストリテイリングのコーポレートガバナンス

